

# 報告 6 号

## 長野市立博物館資料の管理に関する専門家会議要綱要旨

教育委員会 博物館

事 項	説 明
1 制定の理由	長野市立博物館（以下「博物館」という。）に収蔵される資料の管理を総合的に行うこと等に関し、識見を有する者の意見を聴くため、博物館資料の管理に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を置くことに伴い、制定するもの
2 要綱（案）の内容	主な内容は、次のとおり (1) 専門家会議は、博物館が行う資料の収集及び管理に関する事項について検討し、助言するものと定める（第2関係）。 (2) 専門家会議の組織について定める（第3関係）。 (3) 委員の任期について定める（第4関係）。 (4) 座長について定める（第5関係）。 (5) 会議について定める（第6関係）。 (6) 特別委員について定める（第7関係）。 (7) 専門部会について定める（第8関係）。
3 施行期日	令和5年6月29日から施行する。
4 要綱の失効	令和9年3月31日限り効力を失う。

## 長野市立博物館資料の管理に関する専門家会議要綱

### (設置)

第1 長野市立博物館（以下「博物館」という。）に收藏される資料の管理を総合的に行うこと等に関し、識見を有する者の意見を聴くため、博物館資料の管理に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）を置く。

### (任務)

第2 専門家会議は、博物館が行う資料の収集及び管理に関する事項について検討し、助言をする。

### (組織)

第3 専門家会議は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が選任する。

### (任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5 専門家会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6 専門家会議は、必要に応じ座長が招集し、座長が会議の議長となる。

### (特別委員)

第7 専門家会議に、必要に応じ特別委員を置く。

2 特別委員は、教育委員会が選任する。

### (専門部会)

第8 専門家会議に、特定の事項を検討するための専門部会を置くことができる。

### (庶務)

第9 専門家会議の庶務は、博物館が行う。

### (補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 （令和5年6月29日 長野市教育委員会告示第5号）

### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

### (この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。